

令和4年和泉市教育委員会第11回定例会

日 時：令和4年11月10日（木） 午後3時30分から
場 所：和泉市役所3階 3A・3B会議室

1. 開 会

2. 会議録署名委員の指名について

3. 教育長の報告

4. 審議事項

議案第26号 令和4年和泉市議会第4回定例会に提出する議案について（その1）
補正予算について

案件1 学校園の光熱費の増額

案件2 南松尾はつが野学園校舎増築工事

案件3 温水プール営業補償金

案件4 生涯学習センターウッドデッキ改修工事費

議案第27号 令和4年和泉市議会第4回定例会に提出する議案について（その2）
財産取得について（校務系パソコン）

議案第28号 令和5年度和泉市立学校教職員人事基本方針について

5. 報告事項

（1）（仮称）富秋学園整備事業発注スケジュールの変更について

（2）令和4年度学校水泳授業屋内プール活用モデル事業について

（3）（仮称）槇尾学園の通学バス検討進捗状況について

（4）和泉市生涯学習・スポーツ推進計画素案及びパブリックコメントの実施について
（別冊あり）

6. 情報提供

（1）令和4年度大阪府学生科学賞・和泉市小中学生科学展結果について

（2）決算審査特別委員会における質疑等について（別冊）

7. その他

8. 閉 会

教育長の報告（令和4年10月27日～11月 9日）

- 11月 1日（火） 令和4年度近畿市町村教育委員会研修会
（オンラインにて出席）
基調講演
演題：教育に科学的根拠を
講師：慶応義塾大学 教授 ^{なかむろ}中室 ^{まきこ}牧子 氏
- 11月 3日（木・祝） 令和4年度第66回和泉市民文化祭式典
（和泉シティプラザ 弥生の風ホール）
- 11月 4日（金） 令和4年度大阪府都市教育長協議会秋季研修会
（富田林市きらめき創造館）
講演
テーマ：ええとこ富田林
講師：地域史研究家 ^{はやし}林 ^{やすお}保夫 氏
- 11月 7日（月） 第52回和泉市立中学校・義務教育学校連合音楽会
（和泉シティプラザ 弥生の風ホール）
- 11月 9日（水） 第67回和泉市立小学校・義務教育学校連合音楽会
（和泉シティプラザ 弥生の風ホール）

議案第26号

令和4年和泉市議会第4回定例会に提出する議案について（その1）

次の案件を令和4年和泉市議会第4回定例会に提出することについて、議決を求める。

令和4年11月10日提出

和泉市教育委員会教育長 小川 秀幸

案件 補正予算について

1. 学校園の光熱費の増額
2. 南松尾はつが野学園校舎増築工事
3. 温水プール営業補償金
4. 生涯学習センターウッドデッキ改修工事費

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づき、議会の議決を経るべき議案は、教育委員会の意見を聴かなければならない。これが本議案を提出する理由である。

補正予算説明書（学校園の光熱費の増額）

学校園管理室

1 補正の金額

①保育園一般管理事業	10 需用費	燃料費	914 千円	
		電気使用料	3,328 千円	
		ガス使用料	7,013 千円	計 11,255 千円
②小学校一般管理事業	10 需用費	電気使用料	44,573 千円	
		ガス使用料	31,739 千円	計 76,312 千円
③小学校給食事業	10 需用費	燃料費	3,564 千円	
		ガス使用料	5,895 千円	計 9,459 千円
④中学校一般管理事業	10 需用費	燃料費	1,424 千円	
		電気使用料	22,829 千円	
		ガス使用料	10,773 千円	計 35,026 千円
⑤中学校給食事業	10 需用費	燃料費	1,843 千円	
		ガス使用料	1,663 千円	計 3,506 千円

2 補正の理由

社会情勢による原油高等の影響から燃料費(プロパンガス)、電気使用料及びガス使用料(都市ガス)が高騰しているため、今年度の不足見込額について補正予算を計上するもの

3 補正の内容

燃料費(プロパンガス)、電気使用料及びガス使用料(都市ガス)について

①上半期(4月分から9月分)の実績 ②下半期(10月分から翌年3月分)の見込み

※ ①と②の合計から当初予算額に対する不足分について補正予算要求を行う

※ ②について、各熱源の上昇を見込んだ使用単価により積算を行う

【参考1：単価上昇について】

	令和3年10月	令和4年10月	対前年度比
プロパンガス (契約単価)	329円/㎡	539円/㎡	約1.6倍
電気 (燃料調整額)	13.37円/kwh	23.22円/kwh	約1.7倍
都市ガス (燃料調整額)	73.26円/㎡	125.20円/㎡	約1.7倍

【参考2：補正予算額について】

			当初予算額(円)【①】	年間執行見込額 【②】	補正予算額 (千円) 【②- ①】
保育園一般管理事業	10需用費	燃料費	1,405	2,319	914
		電気使用料	14,000	17,328	3,328
		ガス使用料	9,500	16,513	7,013
小学校一般管理事業		電気使用料	76,000	120,573	44,573
		ガス使用料	33,000	64,739	31,739
小学校給食事業		燃料費	7,000	10,564	3,564
		ガス使用料	9,500	15,395	5,895
中学校一般管理事業		燃料費	11,610	13,034	1,424
		電気使用料	39,000	61,829	22,829
		ガス使用料	12,000	22,773	10,773
中学校給食事業		燃料費	5,021	6,864	1,843
		ガス使用料	4,020	5,683	1,663
合計			222,056	357,614	135,558

補正予算説明書（南松尾はつが野学園増築工事）

学校園管理室

1 補正の金額

- ・工事請負費 443,000 千円
令和 4 年度 177,200 千円、令和 4～5 年度債務負担行為 265,800 千円
- ・委託料(工事監理委託) 12,100 千円
令和 4～5 年度債務負担行為 12,100 千円

2 補正の理由

平成 29 年 4 月に開校した南松尾はつが野学園において、はつが野 4 丁目及び 5 丁目の住宅開発により児童及び生徒数が増加している状況にあり、また、義務教育標準法の改正により小学校（義務教育学校においては前期課程）においては、令和 7 年度までに段階的に 40 人から 35 人学級へと移行することにより学級数が増えるため、今後において教室数の不足が見込まれる。

このことから、令和 6 年度の供用開始を目指して校舎の増築工事を行うべく、当該整備工事費及び工事監理委託料を補正予算計上するもの。

3 補正の内容

【整備内容】

北側サブグラウンドに校舎を増築（別紙参照）

- ・構 造 RC 造 3 階建て ・建築面積 367.0 m² ・延床面積 1056.72 m²
- ・整備内容 普通教室 9 室、トイレ 3 フロア、渡り廊下

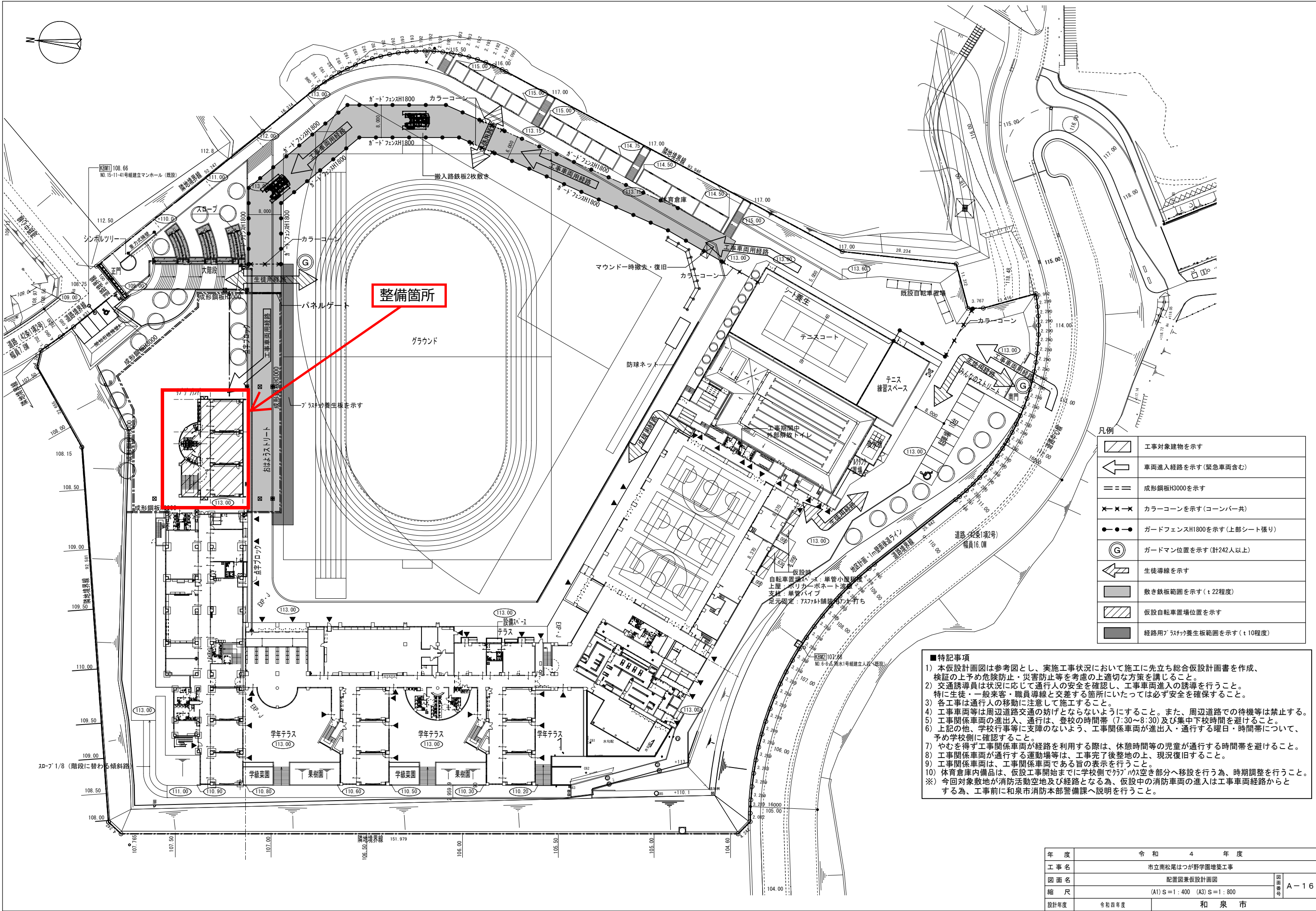
【財源内訳】

（単位：千円）

	年度	①事業費	②国費	③市債	④一般財源 (①－②－③)
工事請負費 (整備工事)	R4（前払い 40%） 【現計予算】	177,200	40,063	108,800	28,337
	R5（完了払い 60%） 【債務負担行為】	265,800	93,479	143,200	29,121
合計		443,000	133,542	252,000	57,458
委託料 (工事監理)	R4（前払いなし）	0	0	0	0
	R5（完了払い 100%） 【債務負担行為】	12,100	0	9,000	3,100
合計		12,100	0	9,000	3,100

【スケジュール（予定）】

- ・令和 4 年 12 月 補正予算（第 4 回市議会定例会）
- ・令和 5 年 2 月 業者選定、仮契約
- ・令和 5 年 3 月 契約締結議案（第 1 回市議会定例会）
- ・令和 5 年 4 月 工事着手
- ・令和 6 年 2 月 工事完了
- ・令和 6 年 4 月 供用開始



整備箇所

グラウンド

ガラスの養生板を示す

おはようストリート

	工事対象建物を示す
	車両進入経路を示す(緊急車両含む)
	成形鋼板H3000を示す
	カラーコーンを示す(コーンパー共)
	ガードフェンスH1800を示す(上部シート張り)
	ガードマン位置を示す(計242人以上)
	生徒導線を示す
	敷き鉄板範囲を示す(±22程度)
	仮設自転車置場位置を示す
	経路用ガラスの養生板範囲を示す(±10程度)

- 特記事項
- 1) 本仮設計画図は参考図とし、実施工事状況において施工に先立ち総合仮設計画書を作成、検証の上予め危険防止・災害防止等を考慮の上適切な方策を講じること。
 - 2) 交通誘導員は状況に応じて通行人の安全を確認し、工事車両進入の誘導を行うこと。特に生徒・一般来客・職員導線と交差する箇所には必ず安全を確保すること。
 - 3) 各工事は通行人の移動に注意して施工すること。
 - 4) 工事車両等は周辺道路交通の妨げとならないようにすること。また、周辺道路での待機等は禁止する。
 - 5) 工事関係車両の進出入、通行は、登校の時間帯(7:30~8:30)及び集中下校時間を避けること。
 - 6) 上記の他、学校行事等に支障のないよう、工事関係車両が進出入・通行する曜日・時間帯について、予め学校側に確認すること。
 - 7) やむを得ず工事関係車両が経路を利用する際は、休憩時間等の児童が通行する時間帯を避けること。
 - 8) 工事関係車両が通行する運動場等は、工事完了後整地の上、現況復旧すること。
 - 9) 工事関係車両は、工事関係車両である旨の表示を行うこと。
 - 10) 体育倉庫内備品は、仮設工事開始までに学校側でガラスの養生板等へ移設を行う為、時期調整を行うこと。
- ※) 今回対象敷地が消防活動空地及び経路となる為、仮設中の消防車両の進出入は工事車両経路からとする為、工事前に和泉市消防本部警備課へ説明を行うこと。

年度	令和4年度	
工事名	市立南松尾はつが野学園増築工事	
図面名	配置図兼仮設計画図	図面番号 A-16
縮尺	(A1) S=1:400 (A3) S=1:800	
設計年度	令和4年度	和泉市

補正予算説明書（温水プール営業補償金）

生涯学習推進室

1 補正の金額
6,189 千円

2 補正の理由

和泉市温水プールにおいてプール槽内に一部亀裂が生じていることが判明し、令和4年8月19日から令和4年10月31日までプール機能の停止要請を行ったことにより、利用料金等の減少分を指定管理者に対して補償をする必要が生じたことから、補正予算を要求するものです。

施 設 名：和泉市温水プール

指定管理者：大阪府中央区北浜四丁目1番23号

ミズノグループ・和泉市公共施設管理公社共同事業体

3 補正の内容

（款）9 教育費（項）6 保健体育費（目）2 体育施設費（千円）

事業・節	補正前 予算額	補正額	補正後 予算額	説 明
821023 体育施設管理運営事業 21 補償補填及び賠償金	0	6,189	6,189	温水プール営業補償金

4 補償額の内訳

項 目	金 額（円）
利用料金の減少に伴う補償額	6,670,817
事務費の減少額	▲1,436,026
自主事業の精算額	954,200
補償額	6,188,991

補正予算説明書（生涯学習センターウッドデッキ改修工事費）

生涯学習推進室

1 補正の金額

24,426 千円

2 補正の理由

和泉シティプラザに設置しているウッドデッキについて、経年劣化により広範囲に亀裂・剥離等の損傷が発生しており、利用者や近隣住民等が通行するうえで危険であるため、令和４年度当初予算により１１月２２日の入札執行を予定し、１１月３０日より改修工事を行う予定をしておりましたが、工事費積算にあたり、ウッドデッキ材の取り扱いメーカー３社へ見積書を取寄せたところ、原油・原料の価格高騰に加え、円安基調も大きく影響し、材料単価が予算要求時から大幅に上昇していることが判明し、当初の予算額では執行できなくなったため、補正予算を要求するものです。

なお、入札が当初の予定より大幅に遅れることになることから、令和４年度内に事業を完了できない見込みとなったため、繰越明許をし、令和４・５年度で事業を実施しようとするものです。

施 設 名：和泉市生涯学習センター

指定管理者：大阪府和泉市いぶき野五丁目４番７号

一般財団法人 和泉市公共施設管理公社

3 補正の内容

(款) 9 教育費 (項) 5 社会教育費 (目) 2 社会教育費				(千円)
事業・節	補正前 予算額	補正額	補正後 予算額	説 明
821006 生涯学習センター管理 運営事業 14 工事請負費	28,000	24,426	52,426	生涯学習センター ウッドデッキ改修工 事費

【積算額】 52,426,000 円 (税込)

議案第27号

令和4年和泉市議会第4回定例会に提出する議案について（その2）

次の案件を令和4年和泉市議会第4回定例会に提出することについて、議決を求める。

令和4年11月10日提出

和泉市教育委員会教育長 小川 秀幸

案件 財産取得について（校務系パソコン）

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づき、議会の議決を経るべき議案は、教育委員会の意見を聴かなければならない。これが本議案を提出する理由である。

議案第 27 号参考：議会提出予定資料

議案第 号

財産取得について

次のとおり財産を取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年和泉市条例第 14 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 4 年 月 日提出

和泉市長 辻 宏 康

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する財産 | 校務系パソコン |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 取得予定価格 | 219,978,000 円 |
| 4 | 取得の相手方 | 和泉市伯太町二丁目 3 番 36 号
田中宇株式会社
代表取締役 田中 美樹 |

議案第 号参考資料

1 納入場所 和泉市教育センター

2 納入期限 令和5年7月3日

3 取得内容	校務系パソコン	1, 5 0 0 台
	ディスプレイ	2 1 0 台
	マウス	1, 3 0 0 個

令和4年第4回定例会における財産取得について（校務系パソコン）【概要】

学校教育室

□概要

当初予算にて債務負担行為にて予算計上した、校務系パソコンの購入について、指名競争入札により、219,978千円で仮契約をしており、本契約の締結には、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を要することから、第4回定例会において議決を求め、本契約を締結しようとするもの。

- 購入内容 校務系パソコン購入 1,500台
 ディスプレイ 210台
 マウス 1,300個
- 契約の方法 指名競争入札（11月4日入札日）
- 仮契約締結額 219,978,000円
- 仮契約締結の相手方 田中宇株式会社 代表取締役 田中 美樹

<参考>

（千円）

	債務負担行為	落札額
校務系パソコン	900,000	219,978

※債務負担行為については、システム構築・運用経費を含む

※債務負担行為期間：令和4年度～令和9年度

議案第28号

令和5年度和泉市立学校教職員人事基本方針について

令和5年度和泉市立学校教職員人事基本方針を別紙のように定める。

令和4年11月10日提出

和泉市教育委員会教育長 小川 秀幸

理 由

令和5年度教職員人事に際し、和泉市立学校に対する人事に係る基本方針を定める必要がある。
これが本議案を提出する理由である。

参考資料

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、
又は教育長をして臨時に代理させることができる。

第2項 次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。(抜粋)

- (1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (2)(3) 略
- (4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任命その他の人事に関すること。
- (5)(6) 略

(案)

令和5年度

和泉市立学校教職員人事基本方針

和泉市教育委員会

本市においては、次世代を担う人材を育成するために、各学校が学習指導要領の趣旨を踏まえるとともに、義務教育9年間を見通し、「めざす子ども像」を設定し、小中一貫教育に取り組んでいる。

また、和泉市教育大綱の理念において「確かな学力」、「豊かな心」、「健康・体力」を備えた社会に貢献できる人材を『輩出し続けるまち』をめざし、全市的な教育力の醸成を図っている。

とりわけ、義務教育を担う小中学校および義務教育学校は、保護者・地域と協働しながら責任をもって「確かな学力を身につけた心豊かな子ども」を育成するため、中学校区の教職員が心を一つにした教育活動を行うことが重要である。

これらを踏まえて、教育に対する市民の期待と要望にこたえ、本市における学校教育を健全に発展させるためには、適切な人事管理のもと、明るい、秩序ある学校運営の推進と教育意欲の高揚、及び教職員組織の充実を図ることが肝要である。

したがって、令和5年度の教職員人事を行うに際しては、児童生徒数の推移及び教職員構成の実態を考慮しながら、本市教育界への諸要請にこたえる適切な人事を行うため、下記の事項に重点を置き、積極的に努力を払うものとする。

記

1 教職員の人事について

(1) 過欠員の調整

児童・生徒数の増減等に基づく定数事情を勘案の上、他の市町村との計画的な広域異動及び配置換（以下「異動等」という。）を行い、効率的な過欠員の調整を図る。

(2) 教職員構成の適正化

各学校における教職員の構成については、年齢別、性別、担当教科別等を勘案するとともに、各分野において推進力となる教職員を適正に配置するよう努める。

① 教職員の経験を豊かにし、資質を高め、学校に清新の気風を醸成するため、現任校における勤務年数が相当長期にわたる者については、それぞれの学校事情に応じて、下記（3）の事項に基づき計画的に異動等を行う。

② 「大阪府人権教育推進計画」・「人権教育基本方針」の趣旨を踏まえて、人権尊重の教育を推進するための人材を学校の実情に応じて配置するよう努める。

なお、在外教育施設等への派遣経験者や様々な人事交流の経験者の配置については、それぞれ経験した教育活動が活かされるよう配慮する。

- ③ 異動等に当たっては、広域的な人事交流や校種間異動を積極的に推進するとともに、教職員の個別事情は、教育振興の原則に反しない限り考慮する。

(3) 同一校に長年勤務している者の異動の推進

学校の活性化、教職員の資質向上の観点から、以下の基準により、同一校における長期勤務者の異動を積極的に推進する。

① 新規採用者

現任校に4年以上勤務している者については、最長6年を目途として異動等を行う。

② ①以外の者

現任校に7年以上勤務している者については、最長10年を目途として異動等を行う。

(4) 新規採用教員の人事

新規採用教員については、資質の向上及び学校の活性化を図るための適正な配置となるよう考慮する。

また、異動にあたっては、様々な教育活動を経験できるよう人事交流を積極的に推進する。

(5) 学校の活性化を図る人事の推進

学校長の魅力ある学校づくりの推進と若手教職員の学校運営への参画を促進する等、教職員の意欲の向上を図る人事を推進する。

(6) 義務教育学校の人事

義務教育学校の教員については、小中一貫教育の目的を正しく理解し、その実現に向け努力を惜しまず取り組む情熱を持ち、児童生徒、保護者、地域等と深くつながり、信頼される教員を配置するよう努める。

また、任用にあたっては、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者を任用する。ただし当分の間は、小学校の教員の免許状を有する者は前期課程、中学校の免許状を有する者を後期課程の教諭等として任用する。

2 校長、副校長及び教頭の人事について

学校の管理運営は、全教職員の一致協力によって成果をあげ得るものであるが、特に学校の統括的な責任者として教職員の指導に当たるべき校長と、これを補佐すべき副校長、教頭については、高い識見と管理能力が要請されるため、その人を得ることが重要である。校長及び副校長、教頭の任用に当たっては、特に、優秀な人材を配置し得るよ

う慎重に選考するとともに、異動等も十分考慮して行う。

また、女性教職員の管理職任用を積極的に推進する。

なお、義務教育学校の管理職については校長1名、教頭3名を置くこととするが、必要と認める場合は校長1名、副校長1名、教頭2名を置くことができる。

3 女性教職員の人事について

女性教職員が、学校運営の中心的な役割を果たせるよう考慮する。

(1) 各学校の主任等については、女性教職員の登用を計画的に進める。

(2) 女性教職員の人事に当たっては、母性保護の観点に十分配慮する。

4 教職員の退職について

(1) 年度末に退職する教職員の退職手当に関する優遇措置については、その趣旨の周知徹底を図る。

(2) 定年退職者を対象とする再任用制度に関しては、その趣旨を十分に考慮しながら、適切に運用するように努める。また、再任用希望教職員の異動等に当たっては本人の希望時数、担当教科、さらには各学校事情等勘案し、和泉市教育委員会が判断するものとする。

留 意 事 項

「令和5年度和泉市立学校教職員人事基本方針」に基づき人事を行うに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

1 教職員の人事について

(1) 教職員構成の適正化

各学校における教職員の年齢、性別等の構成状況を検討するとともに、指導力・人間関係等についても配慮し、継続的・計画的にそれぞれの学校に適合するよう教職員を配置する。

中学校、義務教育学校後期課程においては、教科担当教員の適正配置を期すよう配慮する。

なお、異動等に当たっては、校長の意向を十分考慮する。

(2) 市町村間における人事交流の推進

異動等を行うに当たっては、学校の活性化を推進するために他の市町村との人事の交流を積極的に行う。

(3) 小中一貫教育、校種間異動等の推進

各中学校区、義務教育学校における小中一貫教育を推進するため小・中学校間の教員の協同の関係を構築し、個に応じたきめ細かい学習指導・生徒指導・進路指導を一層推進する観点を念頭に置いた異動等を積極的に行う。

(4) 特に配慮を要する事項

人権尊重の教育を推進するため、指導力と熱意のある教員を配置するよう特に配慮する。

2 校長、副校長及び教頭の人事について

(1) 校長、副校長及び教頭の人事については、広域的な人事交流に十分配慮しつつ、その適性、能力、その他の諸条件を考慮して異動等を行う。

(2) 「特色ある学校づくり」を推進するため、各学校の実情を考慮の上、適材を適所に配置する。

3 産休・育休・病休等の代替講師の確保について

産休・育休・病休等の代替講師については、学校運営に支障をきたさないようその確保に努める。

〔備考〕

「教職員の人事基本方針」の中の「教職員の個別事情」とは、下記の者をいう。

- ① 現在妊娠中の者及び産休中の者
- ② 生後1年未満の子を育児中の者
- ③ 休職中の者（長期病休中の者を含む）
- ④ その他、教育委員会が特に必要と認める者